附　則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の第八条第三項及び第九条第二項の規定は平成二十年十一月十四日から、改正後の別紙様式第一号及び第二号は、平成二十二年分の給与から適用する。

○厚生労働省令第十号

国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十七号）及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十二年政令第百九十四号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、国民年金法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年一月二十四日

厚生労働大臣　細川　律夫

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令

（国民年金法施行規則の一部改正）

第一条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項第八号中「引き続き」を削り、「維持していた」を「維持している」に改める。

第三十二条第一項第五号及び同条第二項第八号、第三十二条の三第一項第五号及び同条第二項第五号、第三十三条第一項第四号及び同条第二項第四号並びに第三十三条の二第一項第九号及び同条第二項第六号中「引き続き」を削る。

第三十三条の三の見出し中「胎児出生」を「子を有するに至つたとき」に改め、同条第一項中「法第三十三条の二第二項に規定する胎児が出生した」を「子（法第三十三条の二第二項に規定する子をいう。以下この条において同じ。）を有するに至つた」に改め、同項第三号中「出生した」を削り、同項に次の一号を加える。

四　子を有するに至つた年月日及びその事由

第三十三条の三第二項第一号中「出生した」を削り、同号の次に次の一号を加える。

一の二　子が受給権者によつて生計を維持していることを明らかにすることができる書類

第三十三条の三第二項第二号中「出生した」を削り、「状態」を「現状」に改め、「医師」の下に「又は歯科医師」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三　前号の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、その障害の現状を示すレントゲンフィルム

第三十三条の四第二項第二号中「維持していた」を「維持している」に改める。

第三十五条第一項第四号及び同条第二項第六号、第三十五条の二第一項第九号及び同条第二項第七号並びに第三十六条の三第一項第四号中「引き続き」を削る。

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第二条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項第九号中「維持していた」を「維持している」に改める。

第四十五条第一項第五号及び同条第二項第八号並びに第四十五条の三第一項第五号及び同条第二項第四号中「引き続き」を削る。

第四十六条中「第五十条の二第三項」を「第五十条の二第四項」に改める。

第四十七条第一項第五号及び第四十七条の二第一項第十号中「引き続き」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（配偶者を有するに至つたときの届出）

第四十七条の三　令第三条の八に定める一級又は二級の障害の状態にある障害厚生年金の受給権者は、配偶者（法第五十条の二第三項に規定する配偶者をいう。以下この条において同じ。）を有するに至つたときは、当該事実のあつた日から十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　受給権者の生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三　障害厚生年金の年金証書の年金コード

四　配偶者の氏名及び生年月日

五　配偶者を有するに至つた年月日及びその事由

2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　配偶者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

二　配偶者が国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するときは、配偶者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三　配偶者が受給権者によつて生計を維持していることを明らかにすることができる書類

第五十条第一項第四号及び同条第二項第六号、第五十条の二第一項第九号及び同条第二項第七号並びに第五十一条の三第一項第四号中「引き続き」を削る。

（国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正）

第三条　国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令（昭和六十一年厚生省令第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第一項中「平成八年改正省令」を「国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第十号。以下「平成二十三年改正省令」という。）」に改め、同条第二項中「平成八年改正省令」を「平成二十三年改正省令」に改める。

附則第十四条第一項の表第三十条第一項第十号、第三十条の二第一項第二号及び第三号、第三十一条第一項第二号、第三十二条第二号、第三十三条の二第二号、第三十四条第一項第二号、第三十四条の二第二号、第三十七条第一項第二号、第三十八条第二号、第三十九条第一項第二号、第四十条第一項第二号、第四十一条第一項第三号、第四十二条第一項第三号、第四十三条の二第一項第八号、第四十三条の三第一項第二号及び第三号、第四十三条の四第一項第二号、第四十三条の五第二号、第四十三条の十二第二項第二号、第四十三条の十三第一項第三号、第四十三条の十一第一項第二号、第四十二条の十二第二項第二号、第四十三条の十三第一項第三号、第四十三条の十四第一項第二号、第四十四条の二第一項第二号及び第三号、第四十五条第一項第二号、第四十六条第二号、第四十七条第一項第二号、第四十八条第二号、第四十九条第二号、第四十九条の二第二号、第五十条第一項第二号、第五十条の二第二号、第五十三条第一項第二号、第五十四条第二号、第五十五条第一項第二号、第五十六条第二項第二号、第五十七条第一項第三号、第五十八条第一項第三号、第六十一条第一項第二号及び第三号、第六十二条第一項第二号、第六十三条第一項第二号、第六十四条第二号、第六十四条の二第二号、第六十四条の三第二号、第六十五条第一項第二号、第六十五条の二第二号、第六十五条の三第一項第二号、第六十五条の四第一項第二号、第六十五条の五第一項第二号、第六十五条の六第二号、第六十六条第二号、第六十七条第二号、第七十条第一項第二号、第七十一条第二号、第七十二条第一項第二号、第七十三条第二項第二号、第七十四条第一項第三号、第七十五条第一項第三号、第七十六条の三第一項第二号及び第三号、第七十六条の四第一項第二号、第七十六条の五第一項第二号、第七十六条の六第一項第二号、第七十六条の七第一項第二号、第七十六条の八第二号、第七十六条の九第二号、第七十六条の十二第一項第二号、第七十六条の十三第二号、第七十六条の十四第一項第二号、第七十六条の十五第二項第二号、第七十六条の十六第一項第三号、第七十六条の十七第一項第三号並びに第八十二条第三項第一号の項中「、第四十五条第一項第二号」を削り、同表第三十条の二第一項、第三十一条第一項、第三十二条から第三十三条の二まで、第三十四条第一項、第三十四条の二、第三十七条第一項、第三十八条、第三十九条第一項、第四十条第二項、第四十三条の三第一項、第四十三条の四第一項、第四十三条の五、第四十三条の九第一項、第四十三条の十、第四十三条の十一第一項、第四十三条の十二第二項、第四十四条の二第一項、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第一項、第四十八条、第四十九条、第四十九条の二、第五十条第一項、第五十条の二、第五十三条第一項、第五十四条、第五十五条第一項、第五十六条第二項、第六十一条第一項、第六十二条第一項、第六十三条第一項、第六十四条から第六十四条の三まで、第六十五条第一項、第六十五条の二、第六十五条の四第一項、第六十五条の五第一項、第六十五条の六、第七十条第一項、第七十一条、第七十二条第一項、第七十三条第二項、第七十六条の三第一項、第七十六条の五第一項、第七十六条の六第一項、第七十六条の七第一項、第七十六条の十二第一項、第七十六条の十三、第七十六条の十四第一項及び第七十六条の十五第二項中「、第四十五条第一項」を削り、同表第四十三条の十一の項の次に次の二項を加える。